

# 宇都宮文星短期大学 地域総合文化学科 履修規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 地域総合文化学科（以下「本学科」という。）の授業科目履修については、学則に定めるもののほか、この履修規程による。

(学科)

第2条 本学科は、次のフィールドにより構成する。

学 科	フィールド
地域総合文化学科	ライフデザイン
	フード（栄養士） （製菓衛生師）

## 第2章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第3条 本学科の授業科目は、教養科目・専門科目に区分し、別表1に定めるとおりであり、履修年次の配当については、教育課程表により示すものとする。

2 資格等取得に関する科目は別表2に定める。

(実践キャリア実務士の資格取得)

第4条 全国大学実務教育協会が認定する実践キャリア実務士の資格を取得しようとする者は、別に定める実践キャリア実務士に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。所定の単位を修得した者には、実践キャリア実務士認定証が協会より交付される。

(栄養士の免許取得)

第5条 栄養士法で定める栄養士の免許を取得しようとする者は、別に定める栄養士に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。所定の単位を修得した者は、卒業後、個人申請により栄養士免許が都道府県知事から交付される。

(製菓衛生師試験の受験資格取得)

第6条 製菓衛生師法で定める製菓衛生師試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める製菓衛生師に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。所定の単位を修得した者は、製菓衛生師試験受験資格が得られる。

(フードスペシャリストの受験資格取得)

第7条 日本フードスペシャリスト協会が認定するフードスペシャリストの資格を取得しようとする者は、別に定めるフードスペシャリストに関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。所定の単位を修得し、協会の認定試験に合格した者は、フードスペシャリスト資格認定証が協会より交付される。

(フードコーディネーターの資格取得)

第8条 日本フードコーディネーター協会が認定するフードコーディネーターの資格を取得しようとする者は、別に定めるフードコーディネーターに関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。所定の単位を修得した者には、3級フードコーディネーター資格認定証が協会より交付される。

(履修申告)

第9条 授業科目(講義、演習、実験、実習、実技)の履修申告は、当該年度に履修する全科目について毎学年初め、一定の期間内に所定の履修申告をしなければならない。

- 2 履修申告をしない授業科目については、受講しても単位を与えることがない。
- 3 単位を修得した授業科目については、受講しても単位を与えることがない。
- 4 履修申告をした授業科目の変更、取消の取扱いについては、その都度指示する。
- 5 履修申告は教育課程表に従って行うものとし、上級年次配当の授業科目の受講は、原則としてこれを認めない。

(他の大学又は短期大学及び大学以外の教育施設等における履修等)

第10条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修は、学科において教育上有益と認めるときに限り、教授会の審議を経て学科長がこれを許可する。

- 2 学科において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、教授会の審議を経て、学長がこれを許可する。
- 3 前項により与えることができる単位数は、他大学等において履修し、本学において修得したとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(留年生の履修)

第11条 留年となった学生は、留年後において単位未修得の授業科目について先ず履修するものとし、入学年次のカリキュラムを適用する。

(再履修)

第12条 必要な単位修得ができなかった授業科目については再履修しなければならない。

- 2 再履修授業科目は第12条に定める履修申告をしなければならない。
- 3 再履修授業科目と当該年次授業科目の授業時間が重複する場合は低年次の授業科目を優先して履修するものとする。

(授業科目の単位算定の基準)

第13条 1年間の学習期間は、30週とし、30週で完結する授業を通年の授業、年間の前半15週(前期)、後半15週(後期)でそれぞれ完結する授業を半期の授業とする。

- 2 授業の単位は、すべての学習活動(教室における授業時間とその準備のための教室外における自習時間とを含めて)45時間をもって一つの基準とする。
- 3 各授業科目の計算は、科目の性質と45時間の学習活動の仕方によって異なるが、概ね次の基準により計算するものとする。

授業区分	授 業 時 間 と 単 位	摘 要
講 義	1時間の授業に対して、その準備のため教室外における学習時間を2時間必要とするものとし、毎週2時間の授業を1年間（2時間×30週＝60時間）実施すると4単位、半年（2時間×15週＝30時間）実施すると2単位となる。	15時間／1単位
演 習	2時間の授業に対して、その準備のため教室外における学習時間を1時間必要とするものとし、毎週2時間の授業を1年間（2時間×30週＝60時間）実施すると2単位、半年（2時間×15週＝30時間）実施すると1単位となる。	30時間／1単位 ○○演習・外国語等
実 験 実 習 実 技	3時間の授業がすべて実験・実習・実技で行われるものとし、毎週3時間の授業を1年間（3時間×30週＝90時間）実施すると2単位、半年（3時間×15週＝45時間）実施すると1単位となる。	45時間／1単位

（授業時間の区分）

第14条 授業時間の区分は次のとおりとする。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

（授業時間割）

第15条 各学年において開講する授業科目と授業計画及び授業時間割は、毎学年学期の初めに提示する。

2 授業科目の一部については、年度によって開講しないことがある。

（授業科目の単位の認定）

第16条 授業科目の単位の認定は、授業科目を履修し、原則として3分の2以上出席するとともに、試験の合格その他の要件を満たした者について、所定の単位を与える。

（試験）

第17条 試験は各学期末にこれを行う。

2 授業科目の試験は、各学期末に行う定期試験のほか、随時にこれを行うことがある。

3 実験、実習、実技、演習の授業科目の試験は平常の成績をもってこれに替えることができる。又、実験、実習ではデータ等の整理やその結果についてのレポートの作成など、教室外での学修や学修成果も評価するものとする。

（受験資格）

第18条 受験資格は、次の条件を満たしている者とする。

- (1) 履修申告済みの者
- (2) 授業料、その他所定の学生納付金を納入済の者。ただし、授業料等納入を免除された者及び納入延期を認められた者は、この限りでない。
- (3) 履修科目については、原則として3分の2以上の出席のあるもの。ただし、忌引きによる欠席は、次の日数を限度として出席とみなす。

本人との関係	日数
配偶者及び一親等内の親族	7日
二親等内の親族	3日
三親等内の親族	2日

(試験上の注意)

第19条 試験場においては、次の諸注意に従うものとする。

- (1) 試験場には、学生証を携行すること。
- (2) 試験開始後30分を経過すると試験場に入ることができない。又、30分を経過しなければ退場できないものとする。
- (3) 試験用紙は、例えその試験を棄権する場合でも提出しなければならない。
- (4) 試験中は、監督者の指示に従わなければ退場を命ずる。
- (5) 試験において不正行為があった場合には、当該期の当該試験科目の成績評価を無効とする。特に悪質のものについては、学則第45条（罰則）の規定により処分する。

(成績の評価)

第20条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、不可を不合格とする。

2 前項の評価は、次の基準による。

- (1) 秀 100点より95点 学習目標の内容をほぼ完全に理解し、かつ応用する力がついていると認められる
- (2) 優 94点より80点 学習目標の内容を十分に理解し、修得したものと認められる
- (3) 良 79点より70点 学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる
- (4) 可 69点より60点 学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる
- (5) 不可 59点以下(不合格) 学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる  
または出席不足、試験放棄等

3 成績通知書に当該年度GPA及び累積GPAを表記し、成績証明書に累積GPAを記載する。

(追試験)

第21条 入院、近親者の死亡、就職試験、不慮の事故、災害等やむを得ない事由のため試験を受けることができなかつたと認められる者に対しては、本人の願い出により追試験を行う。

2 追試験は、学期試験終了時から1週間以内に1回だけ行う。

3 追試験を許可された者は、追試験料1科目につき2,000円を添えて、追試験願を提出しなければならない。

(再試験)

第22条 試験に不合格となった授業科目は、その担当教員の指示により、再試験を行うことがある。

2 再試験を実施する科目がある場合、これに該当する者は、前期及び後期学期試験の後に行うものとする。

3 再試験を受験する者は、再試験料1科目につき2,000円を添えて、再試験願を提出しなければならない。

4 再試験の成績評価は69点（可）以下とする。

5 既に納入した再試験料は、これを返還しない。

### 第3章 卒業要件

(卒業要件)

第23条 学則第28条の規定による卒業に必要な授業科目及びその単位数は、別表1による。

(卒業見込証明書)

第24条 卒業見込証明書は、ゼミナールⅠ・Ⅱの指導を受けている者について、これを発行する。

## 第4章 科目等履修生

(科目等履修生)

第25条 本学科の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第19条（授業科目の単位認定）の規定を準用する。

(科目等履修生の履修資格)

第26条 科目等履修生として本学科の授業科目の履修を許可される者は、学則第8条に定める資格を有する者及び大学において科目等履修生として適当であると認めた者とする。

(科目等履修生の出願手続き)

第27条 本学科の授業科目を科目等履修生として履修を志願する者は、学期の初めに次の各号に定める書類を添えて科目等履修許可願を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終学校卒業証明書及び成績証明書
- (3) 勤務先所属長の承諾書（ただし有職者に限る）
- (4) 外国人の場合は、在留カード及び日本における身元保証書

2 科目等履修生の収容人員及び履修できる授業科目については、学期の初めに公示する。

(科目等履修の許可)

第28条 科目等履修生は、教育研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て学長が履修を許可する。

2 科目等履修生の履修期間は、1年以内とし、設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする者については、その単位修得までとする。

(登録料及び履修料)

第29条 科目等履修生として本学科の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は、別表3に定めるところによる。ただし、前条第2項の科目等履修生で、その履修期間が2年以上にわたる場合の登録料及び履修料は、年度ごと納付するものとする。

(単位修得証明書)

第30条 科目等履修生でその履修した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を認定し、単位修得の証明書を交付する。

2 科目等履修生で本学又は他の大学で単位を修得した者が、本学科の正規の課程に入学した場合、学科の審査および教授会の議を経て、学長が本学科の単位として算入することを認めることができる。

(科目等履修生の心得)

第31条 科目等履修生は、履修生証を携行し、学内諸規程を守らなければならない。

- 2 履修期間が終了したときは、直ちに履修生証を返還するものとする。
- 3 科目等履修生として不適当であると認めたときは、履修許可を取り消すことがある。

## 第5章 科目等履修生の本学科への正規入学

(科目等履修生の本学科への正規入学)

第32条 本学科で科目等履修生として単位を修得した者が、本学科に正規に入学した場合、当該単位数を入学後に修得したものとみなし、卒業に必要な単位数に算入することができる。

## 第6章 休学、退学、復学及び転学

(休学)

第33条 学則第14条の規定により休学の取扱いについては、学則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 休学を願い出たその期の学生納付金が納付されている者について、学長が休学を許可する。
- (2) 休学期間は願い出た日から、その学年度の末日までを限度とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

(退学)

第34条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、指導教員に相談のうえ、退学願にその理由を記入し、保証人連署のうえ教務課を経て学長あて願い出するものとする。

- 2 退学は、退学を願い出たその期の学生納付金が納付されている者について、学長が許可する。
- 3 退学は、学長が許可した日付をもって処理する。

(復学)

第35条 復学は、学長が許可する。

- 2 復学を希望する者は、所定の願書に復学できることを証明する書類を添えて、学期の初めに学長に願い出しなければならない。
- 3 復学の時期は、学期の初めとする。
- 4 復学を許可された者は、休学したときの学年次に復するものとし、入学年度のカリキュラムを適用する。

(転学)

第36条 転学は、転学を理由とする退学を願い出て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 本学科に在籍のまま他大学に転学を志願しようとするときは、他大学に出願するまでに、その旨願い出て、あらかじめ学長の許可をうけるものとする。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成23年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
なお、平成24年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
なお、平成25年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
なお、平成26年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
ただし、別表1、別表2については、平成27年度入学に係る者から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
なお、平成28年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
ただし、別表1については、平成29年度入学に係る者から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
なお、平成30年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
なお、平成31年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

#### 附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。  
なお、2020年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

#### 附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。  
なお、2021年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

別表 1

(1) 教養科目

区分	授 業 科 目	単 位 数		卒業要件単位数	備 考
		必修	選択		
基礎教育	心理学		2	10単位以上	
	国内情勢Ⅰ		1		
	国内情勢Ⅱ		1		
	国内情勢Ⅲ		1		
	国内情勢Ⅳ		1		
	体育実技Ⅰ		1		
	体育実技Ⅱ		1		
	総合英語Ⅰ		1		
	総合英語Ⅱ		1		
	仏語		1		
	日本語		1		
キャリア形成	コミュニケーションスキル		2		
	ホスピタリティ論		2		
	現代社会論		2		
	IT基礎Ⅰ		1		
	IT基礎Ⅱ		1		
	日本語リテラシーⅠ		2		
	日本語リテラシーⅡ		2		

(2) 専門科目

授 業 科 目	単 位 数		卒業要件単位数	備 考
	必修	選択		
ライフデザイン総論	2			
実践キャリア論	2			
ゼミナールⅠ	1			
ゼミナールⅡ	1			
ファッション社会学		2		
リテールマーケティング		2		
ファッションクリエイトⅠ		1		
ファッションクリエイトⅡ		1		
ワークライフ演習		1		
マネージメント基礎論		2		
医療事務Ⅰ		2		
医療事務Ⅱ		2		
医療事務コンピュータ演習		1		
調剤事務		2		
インターネット社会と生活		2		



授 業 科 目	単 位 数		卒業要件単位数	備 考
	必修	選択		
ビジネス実務演習Ⅰ		1		
ビジネス実務演習Ⅱ		1		
簿記Ⅰ		1		
簿記Ⅱ		1		
文書処理演習Ⅰ		1		
文書処理演習Ⅱ		1		
実践フィールドワーク論		2		
プレゼンテーション演習		1		
プレゼンテーション概論		2		
インターンシップ		2		
意志決定論		2		
デザイン演習Ⅰ		1		
デザイン演習Ⅱ		1		
デザイン演習Ⅲ		1		
デザイン演習Ⅳ		1		
クリエイティブ演習Ⅰ		1		
クリエイティブ演習Ⅱ		1		
情報活用演習Ⅰ		1		
情報活用演習Ⅱ		1		
ホームページ演習Ⅰ		1		
ホームページ演習Ⅱ		1		
栃木学		2		
数と統計と社会		1		
健康科学「運動と健康」		2		
健康科学「衣食住」		2		
健康科学「こころの健康」		2		
カラーコミュニケーション		2		
絵画・イラストⅠ		1		
絵画・イラストⅡ		1		
絵画・イラストⅢ		1		
絵画・イラストⅣ		1		
ビジュアルアートⅠ		1		
ビジュアルアートⅡ		1		
ビジュアルアートⅢ		1		
ビジュアルアートⅣ		1		
メディア概論		2		
英語コミュニケーションⅠ		1		
英語コミュニケーションⅡ		1		
憲法・労働関係法		2		
地域社会研究		1		

授 業 科 目	単 位 数		卒業要件単位数	備 考
	必修	選択		
栄養学Ⅰ		2		
栄養学Ⅱ		2		
調理学		2		
食品学		2		
食品学Ⅰ		2		
食品学Ⅱ		2		
フードコーディネーター論		2		
栄養学各論		2		
食品衛生学		2		
食品衛生学Ⅰ		2		
食品衛生学Ⅱ		2		
食品衛生学Ⅲ		2		
食文化論		2		
学外実習		1		
学外実習		2		
調理実習（基礎）		2		
調理実習（応用）		2		
食品加工学		2		
食品衛生学実習		1		
食品衛生学実習		2		
公衆衛生学		2		
公衆衛生学Ⅰ		2		
公衆衛生学Ⅱ		2		
衛生法規		2		
生理学		2		
臨床栄養学Ⅰ		2		
臨床栄養学Ⅱ		2		
臨床栄養学実習		1		
栄養指導論Ⅰ		2		
栄養指導論Ⅱ		2		
栄養指導実習		1		
公衆栄養学概論		2		
給食経営管理論Ⅰ		2		
給食経営管理論Ⅱ		2		
生化学Ⅰ		2		
生化学Ⅱ		2		
生化学実験		2		
解剖学		2		
社会福祉概論		2		
集団調理		2		

授 業 科 目	単 位 数		卒業要件単位数	備 考
	必修	選択		
食品加工実習		1		
食品学各論		2		
菓子店経営論		2		
製菓理論各論Ⅰ（洋菓子）		2		
製菓理論各論Ⅱ（和菓子）		2		
製菓理論各論Ⅲ（製パン）		2		
基礎実習		4		
専門実習		5		
応用実習		4		
栄養士基礎演習		1		
栄養士総合演習		1		
食品科学実験		1		
マーケティング論		2		
官能評価論		2		
官能評価演習		1		
空間デザイン		2		
パティシエ基礎演習		1		
フードデザイン		1		
運動と栄養		2		
専門調理実習		2		
単位互換提供科目				
			52単位以上	

## 別表 2

### (1) 実践キャリア実務士

区分 学科	授 業 科 目	単 位 数		取得要件単位数	備 考
		必修	選択		
地域総合 文化学科	実践キャリア論	2			
	実践フィールドワーク論	2			
	プレゼンテーション概論	2			
	情報活用演習Ⅰ	1			
	情報活用演習Ⅱ	1			
	コミュニケーションスキル	2			
	ビジネス実務演習Ⅰ	1			
	ビジネス実務演習Ⅱ	1			
	現代社会論	2			
	ホスピタリティ論	2			
			必修16単位以上		

(2) 栄養士

区分 学科	授 業 科 目	単 位 数		取得要件単位数	備 考
		必修	選択		
地域総合 文化学科	社会福祉概論	2		必修50単位	
	公衆衛生学	2			
	解剖学	2			
	生理学	2			
	生化学Ⅰ	2			
	生化学Ⅱ	2			
	生化学実験	2			
	食品学	2			
	食品加工学	2			
	食品衛生学	2			
	食品衛生学実習	2			
	栄養学Ⅰ	2			
	栄養学Ⅱ	2			
	臨床栄養学Ⅰ	2			
	臨床栄養学Ⅱ	2			
	臨床栄養学実習	1			
	栄養指導論Ⅰ	2			
	栄養指導論Ⅱ	2			
	栄養指導実習	1			
	公衆栄養学概論	2			
	給食経営管理論Ⅰ	2			
	給食経営管理論Ⅱ	2			
	学外実習	2			
	調理実習（基礎）	2			
	調理実習（応用）	2			
	集団調理	2			

(3) 製菓衛生師受験資格

区分 学科	授 業 科 目	単 位 数		取得要件単位数	備 考
		必修	選択		
地域総合 文化学科	衛生法規	2		必修39単位	
	公衆衛生学Ⅰ	2			
	公衆衛生学Ⅱ	2			
	食品学Ⅰ	2			
	食品学Ⅱ	2			
	食品衛生学Ⅰ	2			
	食品衛生学Ⅱ	2			
	食品衛生学Ⅲ	2			
	食品衛生学実習	1			
	栄養学Ⅰ	2			
	栄養学Ⅱ	2			
	菓子店経営論	2			
	製菓理論各論Ⅰ（洋菓子）	2			
	製菓理論各論Ⅱ（和菓子）	2			
	製菓理論各論Ⅲ（製パン）	2			
	基礎実習	4			
	専門実習	5			
	学外実習	1			

(4) フードスペシャリスト受験資格

区分 学科	授 業 科 目	単 位 数		取得要件単位数	備 考
		必修	選択		
地域総合 文化学科	食文化論	2		必修28単位	
	官能評価論	2			
	官能評価論演習	1			
	食品学	2			
	食品加工学	2			
	食品科学実験	1			
	食品衛生学	2			
	調理学	2			
	調理実習（基礎）	2			
	栄養学Ⅰ	2			
	栄養学各論	2			
	マーケティング論	2			
	フードコーディネータ論	2			
	公衆衛生学	2			
	食品衛生学実習	2			

(5) フードコーディネーター

区分 学科	授 業 科 目	単 位 数		取得要件単位数	備 考
		必修	選択		
地域総合 文化学科	食文化論	2		必修22単位	
	食品学	2			
	調理実習（基礎）	2			
	調理学	2			
	栄養学Ⅰ	2			
	食品衛生学	2			
	空間デザイン	2			
	フードコーディネータ論	2			
	マーケティング論	2			
	栄養学各論	2			
	学外実習	2			

別表 3

区 分	内 訳	金 額	備 考
科目等履修生	検 定 料	10,000円	
	登 録 料	20,000円	本学卒業生は半額
	履 修 費	1単位 27,000円	本学卒業生は半額
	実 習 費	実 費	
	材 料 費	実 費	